

國第二十八回
參議院商工委員會會議錄

昭和三十三年三月十三日（木曜日）午前十時四十四分開会

○日本貿易振興会法案（内閣提出、内閣送付、予備審査）

委員の異議
本日委員紅露みつ君辞任につき、その
補欠として大谷智雄君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。
委員長
理事

委員長	秀夫君	青柳君	古池君	相馬君
信三君	助治君	大谷君	小澤久太郎君	賛雄君
彬君	治和君	小幡君	小瀧君	西川弥平治君
英雄君	高橋進太郎君	小西君	高橋君	正入君
大竹平八郎君	加藤君	西川弥平治君	高橋君	衛君
○委員長(近藤信一君)	それでは、こ れより輸出保険法の一部を改正する法 律案を議題に供します。御質疑のある	なお、午後は一時三十分から企業担 保法案について法務委員会と連合審査 会を開きますので、これらの点につい て御了承を願います。	協議いたしました結果、本日は、午前 中にはまず輸出保険法の一部を改正する 法律案を審議し、そのあとで日本貿易 振興会法案の審議も行いたいと思いま す。	先日、委員長及び理事会打合会を開き て、連合審査会を開くことになりました。 そこで、本日は、午前中にはまず輸出保 険法の一部を改正する法律案を審議し、 その後、日本貿易振興会法案の審議を行 いたいと思います。

國務大臣 通商產業大臣 前尾繁三郎君
政府委員 通商產業大臣 松尾泰一郎君
事務局側 通商產業省

会常任委員會 小田橋貞寿君
専門員 本日の会議に付した案件 輸出保険法の一部を改正する法律案 ○相馬助治君 私は、日本社会党を代
それでは、これより討論に入りま
す。御意見のおありの方は賛否を明ら
かにしてお述べを願います。

第九部 商工委員會會議錄第九號

昭和三十二年三月十三日【参議院】

卷之三

文部省會議錄第九號

表いたしまして、ただいま議題となつておりまする輸出保険法の一部改正法律案に対しまして賛成の意思を表明す

私はまた別な意味から期待するもので
ございます。とにかくこれによって輸
出保険制度が簡素化され、被保険者の
負担が軽減されるという内容を持って
おりますことは、まことに時宜に適し

が提示されたことがおそれきに失しておるうらみがあるくらいに考えております。この際、一、二の要望をいたしたいと思います。貿易並びに為替管理制度の簡素化に当たりまして、従来の L C ベースの標準決済方式がはずされ、D A 、D T 等の L C なしの取引が近く

から、通産省におかれでは窓口その他これに当る者がサービスの精神を忘れず、本保険制度がうまく運営されることを、私は本案の成立に関連して強く期待するものでござります。以上をもって賛成の討論を終ります。

表いたしまして本法案に賛成の意を表するものであります。貿易振興上、輸出保険制度が非常な貢献をしてきたことは過去八年の歴史で明らかであります
が、海外貿易というものは相手国の

体にメスを入れる要があるくらいと考
えておるのでござります。また、ある
いは保険金の支払いの円滑化等本法運
用的根本的な改善をはかるべきである
と考えます。

もう一つは、合弁事業の形式による
わが国企業の海外進出、これがわが国

要がある。その意味において保険制度というものは、非常に責任が大きいわけであります。今回の改正は時宜に適したものと思うわけであります。今、音信不通呆食が改修の宣言になり

策とも申すべきであるにもかかわらず、これらの海外進出事業はおしなべて現地の運輸資金に非常に窮乏を感じておる、この調達に多大の困難を感じておる、これが現状でありまして、これはもう幾つもこういう実例を耳にし

前の民間の保険会社がやりましたように、業者に十分利用せられまして不便をかけないように、官僚的になるといふようなことのないよう希望いたし

○加藤正人君 私は、本案の成立に賛成をいたします。むしろかような法案をいたします。まして、本案に賛成をいたすものであります。

○大竹平^ハ郎君 私は、無所属クラブを代表いたしまして本案に賛成するものであります。

立に賛成をいたします。

現を期すべきであると考えるのであります。これらの要望をしつつ本案の実現を期すべきであると考えるのであります。

るのであります。政府はこの際すみやかに思想の統一をはかつてこの実現を期すべきであると考えるのであります。これらは要望をしつつ本案の成立に賛成をいたします。

○委員長(近藤信一君) 全会一致と認めます。輸出保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り、可決することに賛成の方の挙手を願います。

そうして業者の負担が軽くなるということです。この点でござりますので、これは広い意味におきまして、輸出の振興になることとであります。ただ、保険業者が相当仕事が少くなるという点は、申し上げました輸出振興の面から言いまするならば、これは問題にはなりません。たゞまあ、えとして貿易事業になりますと、繁文縟礼に流れやすいといふ点は、特に政府として御留意いただきたいと思うでございます。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

それと、私は先般も本案の審議に当って御質問申し上げましたが、ただいま加藤先生からも指摘をせられまして、東南アジア、その他のLC本位でやつて來た方面に相当な今後問題が起るということが予想されるのでありますから、そういう点に対しまして、本案との連関というものを十分にお考え下さいまして、やつていただきたいと思うのですが、私は、そういう点を申し上げまして賛成をするものであります。

○委員長(近藤信一君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(近藤信一君) 次に、日本貿易振興会法案を議題といたします。

まず、本案の内容について説明を願います。

○政府委員(松尾泰一郎君) まず、日本貿易振興会法案の要綱の説明をさし

相馬 助治 大竹平八郎
加藤 正人 西川弥平治
小澤久太郎 小西 英雄
青柳 秀夫 高橋進太郎
古池 信三 高橋 衛
小瀧 彰 大谷 貢雄
小幡 治和

○委員長(近藤信一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。

主要の商工会議所、地方公共団体代表者を構成員として設立されたものであります。それから、日本貿易斡旋所協議会の方は、昭和二十八年の九月に海外主要都市に常設貿易機関を設置、運営するためには地方庁、業界を会員として設立されたのであります。ところが、この国際見本市協議会、それから日本貿易斡旋所協議会、この二つの事務局は海外市場調査会に委嘱されまして、実際は海外市場調査会が実行して参つておつたのであります。それが業界の御意向もありまして、三団体を統合しまして、先ほど申しますように二十九年の八月の二十日に現在のいわゆるジエトロが発足をして、今日まで諸般の貿易振興事業を管んで参つたのであります。その事業を大別して申しますと、海外市場調査事業、貿易斡旋事業、海

いうわけであります。そこで、政府から貿易振興関係の補助金の増額もさうとしておるわけであります。先ほど申しましたように、三十一年度においては七億五千万円でござりまするが、それが三十二年度においては十億一千万円程度の補助金をいたゞくことにならうかと思うのでござります。さよう補助金の増額をはかりますとともに、新しく一十億円の政府出資を得まして、要するにこういふ貿易振興事業の経営の基盤の強化安定を期するというのが今回のこの特殊法人設立の理由であります。他面、この事業運営並びにこの出資金の管理につきまして一定の政府の監督をする必要がありますので、所要の監督法令を設けるというのが今度の新貿易振興会を特殊法人における理由であります。それ願いせんとする理由であります。

におきまして運営審議会を設けまして、民間の創意を取り入れる。運営官の弾力をはかることになつておる。それから監督関係につきましては、現在のジェトロは民法上の法人でござりまするので、そう深い監督関係はございません。ただ、補助金を交付するに当りますと、役員の任免にしましても、ましての所要の監督があるにすぎないのです。今、この特別法になつてあります、役員の任免にしましても、事業計画あるいは資金計画、収支計画あるいは借入金その他につきまして政府の承認ないし認可が必要となることにならうかと思います。

それから事業規模としましては、現在のジェトロは十三億七千万円程度でござりまするが、新ジェトロは、先ほど申しました政府からの補助金が十億一千五百万円と、それから資本金としてい

貿易振興会につきまして簡単に説明させていただきたいと思うのであります。現在の、いわゆるジエットロは、昭和二十九年の八月二十日に発足したのでありまするが、それは從来からありました財団法人海外市場調査会、それから国際見本市協議会、日本貿易斡旋所議会の三団体を統合しましてできたものでありますて、まずこの海外貿易振興会の前身であります財団法人海外市場調査会は、昭和二十六年一月に戦後におきまするめぐら貿易打開のための海外市場の調査を目的としまして、関係業界、地方公共団体の寄付行為及び政府の補助金をもとに設立されたのであります。また、国際見本市協議会、この方は昭和二十七年の三月に海外における国際見本市への参加及び日本单独の商品見本市の主催を目的としまして

外宣伝事業、国際見本市事業、輸出品の意匠改善の事業、輸出振興共同施設事業、出版事業、機械展示センター運営事業等の事業を営んでおるわけでありまして、昭和三十二年度現在におきまして政府からいただいておりまする補助金の総額が七億五千万円程度になつておるのであります。その他地方庁及び民間からの融資を入ればまして約十三億円程度の事業を運営をしておるというような次第でございます。

そこで、今回、特殊法人としまして日本貿易振興会を設立いたしたい理由といたしましては先般の提案の理由にも説明されておる通りでありますか、一言申し上げますならば、貿易振興のますます重要性にかんがみまして、貿易振興事業を実施する中枢機関を刷新強化しまして、その行う事業を大幅に拡充をして輸出振興をはからう、こう

で簡単に、しからばこの現在のジエトロと新しい日本貿易振興会との大ざっぱな相違点を申してみますと、現在のジエトロにおきましては、もちろん政府出資はないわけであります。民間及び地方団体等からいただきました基金が現在四億三千九百万円ほどござります。それがいわば資本金といえれば、ものではないかと思うのであります。今回は政府から二十億円の資金をいただくことになろう。また、現在は民法上の財団法人であります。が、今度の貿易振興会はいわゆる特別法に基づく特殊法人になるわけでござります。それから運営の方針といたしましては、もちろん民主的に運営されることのないこともないということをおそれられるわけでありますし、特に本案

ただきます一千億円の金利六分とい
たしまして、十二カ月で見ますれば一
億二千万円、まあ初年度は十一カ月程
度になろうかと思ひまするが、ともか
く一億一、二千万円の金利とが加わり
まして、要するに國からは十一億三千
万円程度の國庫の補助金がいただける
ことになろうかと思うのであります。そ
れから民間の基金でござりまするが、
現在のジエトロではまあ五億八千円
程度を民間及び地方公共団体からいた
だいておるわけであります。新しい日
本貿易振興会になりますて、その民間
の基金がどうなるか、若干不明確な点
もありますが、今各地方庁、業界等
からのいろいろの御協力を得ております
する状況から判断をしますと、かなり
ふえまして、これが七億八千万円程度
の融出金を得られるのではないかとい
うふうに見ております。それから事業
の規模でございますが、現在は海外
市場調査といたしまして三十五都市に
三十五名の調査員、そのうち長期派遣
員が二十名、委託調査員が十五名おる
わけでございます。その所要資金約一
億円になっているのであります、新
法人下におきましては都市としては三
十五都市でありまするが、二十名の長
期派遣員を二十七名にふやしまして、
委託調査員をその分だけ少くしたい、
できますれば必要な地域では一名じや
なしに、二名のダブル配置にいたした
いというふうに考えております。従い
まして、今の大ざっぱな予定といたし
ましては、市場調査関係では一億三千
万円程度の規模になるのではないかと
いうふうに考えております。
それから次に、貿易斡旋所関係であ
りますが、現在は四ヵ所でござります

るが、新法人下におきましては一ヵ所
ふやしまして六ヵ所程度を考えており
ます。
それから国際見本市の参加につきま
しては、現在の規模では五ヵ所程度の
参加でござりますが、これを九ヵ所程度
にふやしたい、こう考えておるわけであ
ります。

たい、こういうふうに考えております。
そこで、お手元に配付されておりま
する法案の要綱を簡単に御説明を申し
上げます。

まず第一は、日本貿易振興会の目的的
でございまして、「わが国の貿易の振
興に関する事業を総合的かつ効率的に

のうち常勤の理事は五名になっておりますような次第でございます。
それから第六は、役員の兼職禁止の規定でございます。「役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。」ということになります。「ただし、通商産業

ておりますが、先ほどもいろいろ御説明を申しましたようなことでございまして、現在いたしております事業が大部分であるわけでございます。それから特にこの六骨に「貿易の振興に関する業務であつて、行政府から委託を受けたものを行ふこと」とあります。

10.000-15.000 m²

ことになろうかと思うのであります。それから民間の基金でござりまするが、現在のジエトロではまあ五億八千万円程度を民間及び地方公共団体からいただいておるわけであります。新しい日本貿易振興会になりまして、その民間の基金がどうなるか、若干不明確な点

リカ、カナダ市場で六千万円ほどの金を使っておるのであります、新法人下におきましてはアメリカ、カナダなどのほかに、豪州、東南アジア、中近東を入れまして一億一千万円程度の規模にする予定でございます。

それから意匠改善事業にいたしましても、若干の増額を見込まれておるの

易振興については、それぞれ総合的な関連がある、「こうござい」ますので、できるならばできるだけ多く一緒に実施をしたい、こういう意味でございます。それから第一の「振興会は、主たる事務所を東京都に置くものとする。現 在のショットロは、主たる事務所が大阪府でございます。これは当然東京都に

と、人選に当つてなかなかむずかしい
ような場合も予想されますので、職
務の執行に支障がないと認められる場
合、言いかえてみますと、貿易振興会
の事業の役員に指定されるというよう
な場合、たとえばある会社の会長さん
をやっておられたということで、そこ
へたまに出られるだけでありまして、

事業というふうに考えておる次第であります。それから第九、第十、それから第十一は、財務及び会計に関する規定でありまして、それぞれ認可ないし承認を受けることになっておるのであります。で、これはまあ他の特殊法人とほとんど共通の規定でございまして、国

三十五名の調査員、そのうち長期派遣員が二十名、委託調査員が十五名おるわけでございます。その所要資金約一億円になっているのでありますが、新法人下におきましては都市としては三十五都市でありまするが、二十名の長期派遣員を二十七名にふやしまして、委託調査員をその分だけ少くしたい、できますれば必要な地域では一名じやなしに、二名のダブル配置にいたしたいというふうに考えております。従いまして、今の大ざっぱな予定といたしましては、市場調査関係では一億三千万円程度の規模になるのではないかと いうふうに考えております。
それから次に、貿易斡旋所関係であります、現在は四ヵ所でございます

藥品等の海外共同施設につきましては五
現在は四ヵ所、新法人下においては五
カ所程度を考えております。それから
特にアメリカにおきまするマグロ、ミ
カンの貯蔵品のために若干の費用が
ふえますほかに、欧州、北アフリカ市
場に対しましてミカンカン詰、お茶等
の宣伝を新しくやりたい。
それから輸入制限の運動に対します
る予防調査を今回は新たに実施したい
というふうな、事業内容のかなりの拡
大になるうかと思うのであります。これ
をもってわれわれは十分といたしてお
りませんが、また次年度におきまして逐
次御協力を得まして拡充いたして参り

置くということになるのであります。
第三は、振興会の資本金であります。
て、二十億円、先ほど御説明を申し上
げた通りであります。
第四は、「振興会でない者は、日本貿
易振興会」という名称を用いてはならな
いものとする。」ということで、別段御
説明の必要がなかろうと思ひます。
第五は、役員でございますが、役員
といたしまして理事長一人、副理事長
一人、理事六人以内及び監事二人以内
を置くものとし」とあります、現在
も理事長一名、副理事長は二名、それ
から理事は四名、監事は二名、だから
現在のところは九名ということであり
ます、これが十名になるわけであ
ります。もつとも現在のところは十名

そこでを中心にして仕事はできるというふうな場合を、この「職務の執行に支障がない」こういうふうに考えておるのであります。そういう許可を受けた場合には兼業もかまわないという規定であります。

それから第七は、運営審議会設置の規定でございます。この振興会の運営を民主的にいたすため、民間の意見を十分取り入れるために業界等から委員を選びまして運営審議会を構成して、重要な事項はここで審議をしてもらう、また意見を申し述べてもらう、こういうことであります。

それから第八は、振興会の業務内容でございますが、一から八までわかつ

が全額政府出資をし、また業務の事業費の過半を国の補助金でいたしておるというような場合におきましてのまことに規定なっていますが、この貿易振興会の業務は、海外における業務が主体でありますので、その事業は極力機動的に動かさなければならぬのであります。従いまして、認可、承認に当りましては、できるだけ彈力的にいたす必要があろうかと考えておるのであります。

それから十一は、これは監督の規定でござります。

それから第十三は、これらの事項につきまして通産大臣が承認あるいは認可をいたすような場合、あらかじめ大臣に協議をするという規定、これ

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the estimated coefficients, and the third column lists the standard errors.

もこういう特殊法人に共通の規定であります。大蔵省とも話し合いましたが、いくように、今話し合いもしておるような次第であります。

それから第十四は罰則でありまして、別段御説明を申し上げる必要はないかろうと思います。

の権利義務を新機関に包括承継をいたしまして、現在のジエトロは振興会の成立のときに解散をさせるわけであります。一切の権利義務の包括承継であります。

りますので、債権債務、基金、一切承継をすることになります。

改正であります。登録税、印紙税、あるいは所得税、法人税、地方税につきまして、こういう特殊法人と同様に免税をしていただくための規定でございます。

をとめて。

〔傳記五上〕

以上で内容の説明は終了しました。

○相馬助治君 ただいま通商司長が御質疑のある方は御発言願います。

ら、議題になつてゐる日本貿易振興会

法案の要綱の説明に先立つてと申して、ジエトロについて簡単な報告が
あつたわけであります。私はこのた
だいま議題になつてゐる法律案を審議
検討していく際に、今までジエトロが
どういう規模でどういう仕事をやつ
て、これを反省的、啓蒙的な見地から
ながめれば、将来どうあらねばならな

いかというようなものの考え方、甚しきに立つてゐるかというようなことを、かなり詳細に調査し、研究し、批判することが必要だと、こういうふうに考へてゐているのです。そのことが明瞭になれば、日本貿易振興会法案そのものは、政府出資が増して貿易振興に資するためのものができるのですから、われわれに異論はないわけなんです。従いましてこの際、ただいま局長が御説明になつたことを簡単に筆記はいたしましたけれども、資料をもつて、ジェトロと今度の日本貿易振興会ができ上つた後において、その両者がどういう差異があるかということをかなり詳細に表にまとめて、一つ資料として委員長を通じて委員会に御配付を願いたい、これが第一点。

の事業は相当の程度の金が要るところです。法科あたりを出で、高等文官試験に合格して、そうして役人街道を歩むことができ、それだけの経験で今度は相当重要な位置につけて、海外駐在員などとして、海外に派遣するということになります。その人を得るということだと思うのです。エトロあたりを出でて、そのままの経験で今度は相当な位置につけて、海外駐在員などではうまく仕事が、事実問題として一人前の仕事ができると思うけれども、これはなかなかそういう育ちのいい人ではうまく仕事が、事実問題としての仕事の性質上できないということがあり得ると思う。私は質問のときに目に見える具体的な事例をあげて、エトロがいかにその先端が輝いていたかといううえをあげて、その原因並びにこれに対する措置等を質問いたすつもりであります。ですが、あらかじめ現在の駐在員といいますか、そういうような人の経験の他についても、これは一々表にしてもらいたいと思う。私は表にしてもらいたいと思うが、他の委員とのあれもありましょうから、質問に応じて政府が答弁できるように十分御用意を願いたいと思う。これは通商局長に具体的には尋ねて参りますけれども、内容はエトロのことですから、やはり突然相手元に……この最後の、三番目のもので御調査おき下さればけつこうですか、それらのものに関して詳細に一つお聞きたい、こういうふうに考えるのです。要約いたしますと、エトロについての

活動を教訓的ながめ、これを検討していくのでなければ、この新しい法というものが、ただ法律ができるも活動がうまくいかないといつ前提立つて、シエトロについては多くの批判を持つておるのでありますから、つ局長におかれでは、積極的にジエトロの現在のことを説明し、そうしてこの現在のことを説明し、それと省すべき点があつたら、それを指した資料を積極的に本委員会に配付されることを希望いたします。

○小瀧彬君 今のに関連して、詳細の経歴は要らないが、たしか恩給の特例を受けたる役人で、一年とか、二年とか出かけることがあると思うが、それは数で出すのは簡単だから、それだけ足して出してもらいたい。

それからもう一つ、先般経済企画庁長官がここに出席されました際、私達聞いて資料を要求したのですが、そな中で、三十三年度の三十一億五千万ドルの基礎になるニーリア・ワイズ、モディティ・ワイズの表を出してもらいたい。その趣旨は、どうも通産省で話が十分つかないでおられるやに聞か取れる。企画庁長官と通産大臣とは、争のニュアンスが違っているので、どうもおかしいと申しましたところ、官は、よく相談して、その表もできているということです。その資料もいまだきました。これは通産省でもよく承知のことだと思うので、そうだからこれだけこうですが、これを一つどういうものか、通商局長にお伺いしておきたいと思う。

○小瀬彬君 私は、受けているか
思つたのです。今おっしゃつては、これから先のことではなくて、現
の、これまでのジエトロの内容について相馬君から質問があつたから、そ
についてお役所から恩給の特權があるかどうかは知らないが、一、二年な
出かける、あの数が大体どのくらいなつているかを表にして出してもら
たいということです。

○大竹平八郎君 それから、これは
議に入つてからでいいんですが、あ
がじめ委員長においてお考えおき願
たいことは、参考人を一つ呼んでい
だきたい。これは大商社、中小貿易
社、学者関係の人、そういうたよ
な、必ずしも全部が同じ層に立つて
ない方ですね。まあ人數は三人とか
二人とか、私は限定いたしませんから
できるだけたくさん呼んでいただけ
ばけつこうですが、あらかじめお考
おき願いたい。

○委員長(近藤信一君) ただいまい
いろと資料の要求、それからまた大
委員からの御要望がございました。
彼らのもの順次さように取り計ら
たいと思います。

遠記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記をつけて。
○政府委員(松尾泰一郎君) 三十一億五千万ドルの輸出目標の内訳、地域別、それから商品別、これは各省相談して作つたものであります。

○委員長(近藤信一君) それでは本日は、この程度で散会いたします。

午前十一時三十七分散会

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、小売商業特別措置法案反対に関する請願(第九四五号)
一、東北開発促進法の一部改正に関する請願(第九五七号)
一、計量法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(第九七六号)

第九四五号 昭和三十三年二月二十八日受理

小売商業特別措置法案反対に関する請願(三通)

紹介議員 長野県上田市大字常入

線生活協同組合長 小林三郎外二名

小売商業特別措置法案は、小売商業者の振興を図るという名のものとに、実規制を行うもので、その第三条の規定は生活の合理化をめざす生協に対しても不必要な方法をとらせたり、現金による利用を禁止しようとするものである上、小売商業絶取扱高における生協の占める比重は約〇・九パーセントにすぎず、むしろ生協の保護育成をはかる

第九五七号 昭和三十三年三月一日受理
東北開発促進法の一部改正に関する請願

紹介議員 川村 松助君

八百一

東北開発促進法第十二条第二項において開発計画上の重要事業については、国の負担率を通常の補助、負担の率の二割増にすることに定めてあるが、これは地方財政再建団体だけに適用されることに限定されていることは、同法制定の主旨に照し適当でないから、重要な事業についてはすべて高率の適用があるよう改めると共に、同法に基く重要な事業の決定に当つては、第二十六回国会の東北開発促進法附帯決議の主旨に基き、地方財政再建促進特別措置法に基いて政令で定める指定事業は、すぐなくともこれをすべて重要事業とするよう東北開発促進法の一部を改正せら

れたいとの請願。

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(十通)

第九七六号 昭和三十三年三月三日受理

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(十通)

第九七五号 昭和三十三年三月三日受理

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(三通)

請願者 埼玉県東松山市松山

五、〇五五 南昌樹外九名

紹介議員 天田 勝正君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

紹介議員 戸叶 武君

二名

農村の指導者(農業改良普及員、4日

べき段階にあるにかんがみ、一般消費者の自主的組織に対するこのような措置は、民主的団体に対する圧迫のあらわれといわなければならないからこの法案を撤回せられたいとの請願。

クラブ役員、保健婦、青年団長、婦人会長、農事研究会役員等)は、農民大衆を啓発して、農業の科学化、衛生の向上、生活改善のために、農業温度計、体温計等の必要性を理解させ、共同購入の仲介あつせんを行つてきたが、これらの農村指導者の行為は、厳密に言えば現行計量法第四十七条に違反すると解釈されているのであるが、今回同法の改正案においては、第五十五条に二項が加えられ、都道府県知事に計量器販売登録店の販売人として届け出で、かつ、証明書を携行しなければこれ等の行為ができないこととなり、いよいよ計量器の普及は阻害され、農民の厚生福祉の増進に一大障害をもたらすこととなるから、同改正案中の第四十七条の第三項として「計量器を最終需要者のために、営利を目的としないで、共同購入のあつせんをする行為は、第一項の販売又は販売の仲立に該当しない」旨の一項を加えられたいとの請願。

昭和三十三年三月十八日印刷

昭和三十三年三月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局